

盛家文書（青森県立郷土館蔵）に見える在地の浄土真宗門徒の動向と、東本願寺との交流を記録した史料

長谷川 成一

はじめに

1. 盛家（現青森県西津軽郡木造町）について
2. 《盛家文書の目録》
3. 盛家と浄土真宗、東本願寺

おわりに

はじめに

ここに紹介する盛家文書は、現在青森県立郷土館に所蔵されている。同館に移る以前は、西津軽郡森田村の盛善蔵氏から同文書の所蔵者が購入したという（盛氏は高齢のため現在は青森県には居住しておられない。転居の際、同資料を移管したとのこと）。

盛家文書は、現在同館で整理中であり、特にご厚意によって、近世地方史料を主とした資料群である、同文書のなかの在地の浄土真宗門徒の動向と、東本願寺との交流を記録した資料類を抽出して、掲載し解説することにした。

#### 1. 盛家（現青森県西津軽郡木造町）について

盛家の歴史を記す由緒書は、現在、数種残っているが、おおむね寛文年間（17世紀後半、1660年ころ）に越前国三国から津軽地方に渡ってきたと記している（14号文書）。これによって、江戸時代、盛家では屋号を三国屋、家印を又山としている。津軽での土着先は、木造新田組下相野村（現西津軽郡森田村下相野）であり、半世紀をかけて同地を開発し、上層農民に成長していったと考えられる。

寛政11年（1799）10月、同家の当主盛兵之助が、弘前藩の郡所小頭衆へ宛てた由緒書（12号文書）と申4月の盛作兵衛覚書（15号文書）では、曾祖父作兵衛以降の由緒を、以下のように報告している（主な事項を列挙する。また『森田村誌』下巻1 森田村 1984年で補足）。

曾祖父作兵衛：寛文ころ、三国から津軽に下向。下相野村に居住し、田畑を開発。

元禄7年（1694）、酒造業の許可を得る。

弘前藩から、段々御用向を仰せ付けられる。

享保17（1732）8月、死去。

祖父作兵衛：元文元年（1736）7月、御帷子を拝領する。

元文3年（1738）10月、木造御役所において御詞・御褒美を賜る。

寛延3年（1750）2月、病死

父市左衛門：寛延3年11月、家督相続。弘前城の三之丸で御料理を頂戴する。

宝暦4年（1754）12月、御目見得郷侍（郷士）を拝命する。

宝暦5年（1755）3月、50俵にて大庄屋に任命される。

宝暦6年（1756）6月、さらに50俵を加増され、100俵となる。同11

年まで大庄屋を勤める。

宝暦 11 年 (1761) 11 月、御手繰方御用達に任命される。

明和 7 年 (1770) 12 月、年頭御目見得郷土となる。

安永 2 年 (1773) 9 月、病死。

私兵之助： 安永 3 年 (1774) 9 月、御通懸御目見、弘前城の三之丸で御料理を頂戴する。

寛政 11 年 (1799)、病気を理由に息子市左衛門へ家督相続。市左衛門の御目見得郷土身分を願ひ出る。

文化 13 年 (1816) 4 月、病死。

なお本稿では、便宜上、曾祖父作兵衛を盛家初代、祖父作兵衛を盛家 2 代、父市左衛門を盛家 3 代、兵之助を盛家 4 代、兵之助の子市左衛門を盛家 5 代と呼称することにしたい。前掲『森田村誌』下巻 1 によれば、5 代市左衛門から後は、6 代が盛亀次郎、7 代が盛作兵衛とあり、7 代当主の時に明治維新を迎えたようだ。

上記の由緒書に見えるように、18 世紀前半の享保～元文年間に、上層農民としての基盤を固めた盛家は、3 代目の市左衛門の代からは大庄屋・年頭御目見得郷土・御用達、広須組手代などの役儀で (17 号文書)、本格的に弘前藩の藩政に取り込まれて行ったことが判明する。

(補注) なお盛家は、由緒書にも見えるように、大庄屋のほか郷土としても村内で重きをおかれた。従来、郷土身分は富農に与えられた名誉職であり、実態はほとんどないものと認識されてきた。しかし、同文書中の文化 8 年「御用留」3 月 15 日条によると、弘前藩の郷土とは、在方の風説・人心把握・脱税監視・農業管理など、生活の細部に深く係わってくる役職であり、重要な機能を備えていたことが判明する。いわば村の支配層として、また弘前藩の農政、支配の末端機能として盛家は村落内に位置したのであり、村内農民の指導的な立場であった。それとは異なるようである。

その後も盛家では有為な人材を輩出し、耕地の集積に加えて、元禄 7 年 (1694) からは酒造業を手広く営み (14 号文書)、自家の経営を拡大していった。太平洋戦争前には、戦前には耕地・山林など 200 町歩を越える大地主として、同家の名は西北津軽郡地域に鳴り響いていたという。

## 2. 《盛家文書の目録》

盛家文書の目録を次に掲げる。

\* 1 文書の配列は、年代順とした。

\* 2 [ ] の漢数字の番号は、青森県立郷土館で付した、整理番号である。

No.

- 1 元禄 2 年 (1689) 7 月 7 日 鱒ヶ沢願行寺切支丹改証文 [二〇五四]
- 2 享保 13 年 (1728) 6 月 5 日 休信・西念・三国や (屋) 市右衛門書状 [二〇九五]
- 3 享保 13 年 (1728) 6 月 5 日 務所盛藤吉郎兵衛銀子受取覚書 [二七二八] ②
- 4 享保 15 年 (1730) 西教寺覚書 [二一五六]

- 5 元文4年(1739)4月26日 東本願寺坊官志錢受取状 [二〇三九]
- 6 宝暦9年(1759)閏7月 鱒ヶ沢願行寺切支丹改証文 [二〇〇六]
- 7 宝暦10年(1760) 盛作兵衛宗門・人畜等改覚書 [二〇三八]
- 8 明和元年(1764)8月 盛市左右衛門宗門・人畜等改覚書 [二〇〇四]
- 9 明和5年(1768)8月 盛市左右衛門宗門・人畜等改覚書 [二〇〇八]
- 10 明和9年(1772)11月2日 某書状控 [二一一四]
- 11 安永4年(1775)8月 盛兵之助宗門・人畜等改覚書 [二〇一〇]
- 12 寛政11年(1799)10月 盛兵之助書状 [二一一五]
- 13 嘉永2年(1849) 鱒ヶ沢願行寺寺請証文 [二一二八]
- 14 巳5月11日 東本願寺御表具会所代銀受領書 [二一三五]
- 15 申4月 盛作兵衛覚書 [二一五三]
- 16 申6月9日 東本願寺御表具会所銀子受領覚書 [二七二八] ④
- 17 2月26日 東本願寺坊官御門建立志錢受取状 [二〇五一]
- 18 4月 盛彦次郎郷士・広須組手代申付書 [二一三八]
- 19 5月28日 西教寺書状 [二九九三]
- 20 林鐘(6月)5日 東本願寺御絵所会所銀子受領覚書 [二七二八] ③
- 21 御絵伝御礼書 [二〇五八]
- 22 無碍光院様御礼書上 [二七二八] ①
- 23 絵代覚書 [二七四一]

### 3. 盛家と浄土真宗、東本願寺

**盛家と鱒ヶ沢願行寺** 「1 盛家について」においても述べたように、盛家は、初代の作兵衛が寛文年間に越前国三国から津軽地方に来て、しばらくは鱒ヶ沢に居住し(前掲『森田村誌』下巻1)、後に下相野村に移転して、開発地主として耕地の拡大に努めた(14号文書)。盛家文書でも最も年代が古いと考えられる元禄2年(1689)7月7日の鱒ヶ沢願行寺切支丹改証文(1号文書)によると、初代の作兵衛は越前国三国の出身であり、宗旨は浄土真宗と明記して、鱒ヶ沢の願行寺の檀那であると記している。したがって、盛作兵衛は、津軽に移転してくる以前の三国在住の時から浄土真宗の門徒であった。当時下相野村に浄土真宗の寺院が存在しなかったか、もしくはおそらく船で三国からやって来て津軽に上陸した湊が鱒ヶ沢であったことから、願行寺の檀家に入ったとも考えられる。いずれにしても、盛家は当初、鱒ヶ沢の願行寺が檀那寺であったことは間違いない。同寺の山号は本城山。承応元年(1652)8月に創建、寺号の願行寺は、本山御免状に見える万治2年(1659)10月7日という(『鱒ヶ沢町史』第3巻 鱒ヶ沢町 1984年)。

**東本願寺への参向** 享保13年6月の休信・西念・三国や(屋)市右衛門書状(2号文書)によれば、三国屋市右衛門が木造村の西教寺の僧侶たちと一緒に、東本願寺に参向し、親鸞聖人の絵伝と当代の宗主の画像を拝承してきたようだ。上洛して東本願寺で坊官に面会して御礼金銀を呈上し、絵伝などを拝領したことが、「粟津申物帳」など坊官側の帳簿に記録されることになったのである。

書状差し出し者の三国屋市右衛門は、年代からすれば、2代の作兵衛の時期に該当する。15号文書によれば、「盛作兵衛事 市右衛門」と見えるので、2代の作兵衛は、作兵衛を

襲名する以前に、市右衛門を名乗った時期があったのである。10年後の、元文4年の5号文書では、奥州三国屋作兵衛宛になっているので、三国屋市右衛門と三国屋作兵衛は、同一人物である。当時、市右衛門は28歳前後であり、この後、初代作兵衛の跡を継いで、作兵衛を称したようだ。

2号文書によれば、享保期に西教寺はすでに木仏、開山・蓮如・太子七高祖の画像を入手していたらしい。西教寺は、現在、青森県西津軽郡木造町千代町に所在。鶴遊山と号し、真宗大谷派。本尊阿弥陀如来。元禄5年(1692)の創立で草創は冷意(「寺社領分限帳」国立史料館蔵、「浄土真宗一派縁起」「奥州津軽惣法中草創寺別帳」市立弘前図書館蔵)。「新撰陸奥国誌」によれば、元禄2年、越前国浄願寺から来た玄入の草創で、同14年寺号を許されたという(『歴史地名大系 青森県の地名』平凡社 1982年)。

3, 16, 20, 22号の一連の文書は、享保13年、絵伝等の購入に際して要した費用を書き留めたものである。絵代はもちろんのことながら、東本願寺役人衆への御礼などの費用を書き上げた覚書類は、おそらく彼らが上洛して東本願寺に参向したときの史料であろう。享保15年、西教寺は東本願寺の集会所役人に寺の規模、抱える門徒数などを含めて申告し、このような過程を経て、東本願寺から入手した品々の掲示に関する許可を仰いでいる(4号文書)。

ついで、東本願寺御表具会所代銀受領書(14号文書)も、東本願寺の表具会所からの代金受取書であるが、宛名は「津軽 作兵衛」とみえるので、2代当主盛作兵衛であろう。年代は不詳なるも、阿弥陀本尊の絵像を購入していることから、おそらく彼は東本願寺に直接赴いて、入手した可能性があろう。このように、盛家を通じて、下相野村の西教寺では、木仏、親鸞聖人絵伝など一連の品々を揃え、門徒に機会を見ては寺内に掲示したものと考えられる。

ところで、元文4年(1739)4月の東本願寺坊官志銭受取状(5号文書)は、在地から上洛する、当時の旅行の過程を知る上で興味深い史料である。同文書の包紙裏に「元文四己未年三月二日、堂の元ヲ相立、五日ニ鱒ヶ沢ヲ相立、七月朔日ニ帰宅仕候、年三拾八才、」と見え、三国作兵衛は、同年3月2日に村を出立して鱒ヶ沢に向かい、同月5日、鱒ヶ沢を出て、4月には、東本願寺の坊官の飼田大膳と下間治部卿から、同寺への志納銭476銭の受領書を下付されている。津軽に帰ったのは、7月朔日とあるので、4か月の上洛旅行であった。この作兵衛とは、2代の当主であろう。旅行に出かける前年、作兵衛は弘前藩から木造御役所において御詞・御褒美を拝領しており、最も油ののりきった時期であった。鱒ヶ沢に作兵衛が立ち寄ったのは、同所願行寺から過所手形を入手するためであったと推測する。時期はかなり下るが、嘉永2年、7代当主に該当する盛作兵衛(前掲『森田村誌』下巻1)が家来を同道して、本山の東本願寺に参詣のため、願行寺に過所手形を申請して申し受けていることが見えるので(13号文書)、おそらく元文4年の時点でも同様に願行寺に立ち寄って箇所手形の交付を受け、それを携行して上洛に及んだと推察される。

5号文書と並んで、東本願寺への志納金に関する史料は、17号文書である。年代は不明だが、東本願寺の御門建立に際して、金子300疋を献上し、5号文書と同様に飼田・下間の両坊官から受領書を得ている。在地の有力者が、東本願寺に志納金・銭を納付して同寺との紐帯を深めようとしたことが知られる。

また18世紀末から19世紀初頭の推定される19号文書によると、下相野村の西教寺智観

は、同村の門徒たちの援助によって上洛、東本願寺で学問と仏道修行に励んでいたようで、弟の右京も同様に本寺で修行をさせて欲しい旨を同村の門徒たちへ要望している。在地から上洛した彼らは、東本願寺の寺役を勤めることも求められていたらしい。西教寺への援助に関しては、4代当主の盛兵之助も代表格で名前が記されており、有力者として門徒の中でも重きをなした、同家の村内における位置が窺われよう。

**切支丹改めと盛家** 盛家に関する切支丹改めに関する史料は、元禄2年(1689)の1号文書を除くと、宝暦9年(1759)閏7月の鱒ヶ沢願行寺切支丹改証文(6号文書)から一連の動向が判明する。鱒ヶ沢の願行寺から弘前藩の切支丹改役人へ提出された証文は、元禄期のそれと比較して詳しくなっている。6号文書では、盛家家内の人数と内訳を記しており、宝暦10年から安永4年(1775)にいたる7、8、9、11号文書では、差し出し者が願行寺ではなく盛家の当主であり、内容も家内の人数(下男・下女も含むようになる)と内訳、家屋敷、牛馬に関する事項にまで及び、単なる宗門改めから人畜改めの性格を持つようになっていく。このことは、近年発見された藩政後期の天明3年(1785)「切支丹御改帳」(南津軽郡浪岡町細野雪田家文書)にも、共通に認められる事例である(『浪岡町史』別巻I 浪岡町 2002年)。

#### おわりに

盛家文書について、以上述べてきたが、当文書の意義について簡単に触れることにしたい。17世紀後半、盛家の初代は越前国三国から津軽地方に移動し、木造新田の下相野村に根を張り、開発に着手したという。当時、弘前藩では津軽平野中央部での家臣による小規模な開発から、藩によって岩木川下流地帯の大規模な新田開発に移行しつつあった。そのような、新田開発が盛んに行われていた時期に該当したのである。その点でも当文書は、開発地主の源流を探る上で有益といえよう。加えて、三国で真宗の門徒であった盛家は、おそらく最初に津軽に上陸した地である鱒ヶ沢の願行寺を檀那寺とすることで、津軽への土着の意向を固めたのであろう。切支丹改めは、願行寺を通じて行うことが18世紀中ごろまで続いた。いよいよ村内で立場を固めた盛家は、やがて郷士・大庄屋として弘前藩の農政の末端を担うようになった。

当文書に見える東本願寺との関わりについては、直接盛家の当主が同寺に参詣して親鸞聖人絵伝などを入手したり、下相野村の西教寺の有力後援者として様々な援助活動をしたことが当文書を通じて知られる。そればかりではなく、直接、東本願寺に志納金・銭を納付することで、門徒として同寺との紐帯を深めたようだ。

このように、在地の門徒並びに末寺が近世にあって東本願寺との繋がりをどのようにして維持しようとしたのか、東本願寺側の史料のみでは実態が把握することは困難であった。例えば東本願寺側では、坊官の帳簿である「粟津申物帳」などに見られるように、在地から同寺に参詣し志納金を納付して、絵伝や木仏などを下付されたことが日々記され、それに基づいた研究の成果も蓄積されてきた。

しかし、今回紹介した当文書によって、奥羽地方における在村の門徒や末寺と東本願寺との関係や動向について明確になった点が少ないから思うのである。したがって、東本願寺と在地の双方向から、今後、史料の発掘と比較検討がなされると、近世東本願寺教団の実像を立体的に解明することが可能なのではないかと推察される。

盛家文書（青森県立郷土館蔵）における在地の浄土真宗門徒の動向と、東本願寺との交流を記録した史料

《盛家文書の目録》

\*1 文書の配列は、年代順とし、各番号を付した。

\*2 「」の番号は、青森県立郷土館で付した、整理番号である。

資料番号

- 1 元禄二年（二六八九）七月七日 鱒ヶ沢願行寺切支丹改証文 〔二〇五四〕
- 2 享保十三年（二七二八）六月五日 休信・西念・三国や（屋）市右衛門書状 〔二〇九五〕
- 3 享保十三年（二七二八）六月五日 務所盛藤吉郎兵衛銀子受取覚書 〔二七二八〕②
- 4 享保十五年（二七三〇） 西教寺覚書 〔二二五六〕
- 5 元文四年（二七三九）四月二十六日 東本願寺坊官志錢受取状 〔二〇三九〕
- 6 宝暦九年（二七五九）閏七月 鱒ヶ沢願行寺切支丹改証文 〔二〇〇六〕
- 7 宝暦十年（二七六〇） 盛作兵衛宗門・人畜等改覚書 〔二〇三八〕
- 8 明和元年（二七六四）八月 盛市左右衛門宗門・人畜等改覚書 〔二〇〇四〕
- 9 明和五年（二七六八）八月 盛市左右衛門宗門・人畜等改覚書 〔二〇〇八〕
- 10 明和九年（二七七二）十一月二日 某書状控 〔二二一四〕
- 11 安永四年（二七七五）八月 盛兵之助宗門・人畜等改覚書 〔二〇二〇〕
- 12 寛政十一年（二七九九）十月 盛兵之助書状 〔二二二五〕
- 13 嘉永二年（二八四九） 鱒ヶ沢願行寺寺請証文 〔二二二八〕
- 14 巳五月十一日 東本願寺御表具会所代銀受領書 〔二二三五〕
- 15 申四月 盛作兵衛覚書 〔二二五三〕
- 16 申六月九日 東本願寺御表具会所銀子受領覚書 〔二七二八〕④
- 17 二月二十六日 東本願寺坊官御門建立志錢受取状 〔二〇五二〕
- 18 四月 盛彦次郎郷士・広須組手代申付書 〔二二三八〕
- 19 五月二十八日 西教寺書状 〔二九九三〕
- 20 林鐘五日 東本願寺御絵所会所銀子受領覚書 〔二七二八〕③
- 21 御絵伝御礼書 〔二〇五八〕
- 22 無碍光院様御礼書上 〔二七二八〕①
- 23 絵代覚書 〔二七四二〕

- 1 元禄二年（二六八九）七月七日 鱒ヶ沢願行寺切支丹改証文 〔二〇五四〕

越前三国之作兵衛老入、宗官従前代浄土真宗三而当寺旦那二紛無御座候、若脇より切支丹之由訴人於有之三者、拙僧罷出急度申訳可仕候、為後日之如件、

元禄貳年巳七月七日

鱒ヶ沢願行寺（印）

切支旦御奉行所

2 享保十三年（一七二八）六月五日 休信・西念・三国又市右衛門書状 〔二〇九五〕

乍恐以書付ヲ申上候、

今度御多てん様御免被為遊候三付、御代様奉願候、然ハ右西教寺義 寺々之木仏・御開山・九  
ん如様・太子七高祖、此度之御多てん・御代様共三御当門様御一代之内三御免被為遊相調、何  
れも同行中奉悅候、就夫惣同行年罷奇、男女手足不叶者共奉願候ハ御当門様御尊慮奉願被申候、  
願ハ御免被為遊御下り被為成候ハ、直々ニ御面てい奉ル拜シ思ひに可奉存候間、立テ奉願くれ  
候様三何れと（願）罷申候間、御恐多奉存候得共、右之通り奉願候、以上

享保十三年申六月五日

休信

御免被仰付候

3 享保十三年（一七二八）六月五日 東本願寺務所盛藤吉郎兵衛銀子受取覚書 〔二七二八〕

②

覚

一、无碍光院様 御札

銀貳百六拾九匁五分

務料四匁五厘

此合貳百七拾三匁五分五厘也、

外三掛入六分有之、

右請取候、已上、

享保十三年

申六月五日

務所 盛藤吉郎兵衛（印）

奥州津軽木作村

西教寺殿

4 享保十五年（一七三〇） 西教寺覚書 〔二二五六〕

（端裏） 享保年中

西教寺本号并御開山様御代様願書人

覚

一、木仏寺号、御当代様御免

一、御開山様、同断

一、信證院様、同断

一、太子七高祖様、同断

一、无碍光院様、同断

- 一、屋鋪、拾五間貳拾間
- 一、堂、六間二七間
- 一、門徒數、七拾軒

右之通相違無御座候、前卓四本柱奉願上候、以御慈悲被為遊御免候様ニ此旨宜被仰上可被下候、  
以上

專徳寺下

奥州津輕郡木作村

西教寺 智誓 (印)

享保拾五庚戌年

御集会所 御役人衆中様

5 元文四年 (一七三九) 四月二十六日 東本願寺坊官錢受取状 (二〇三九)

(包紙裏)

「御印、奥州鱒ヶ沢願行寺、門徒木作村、三国屋作兵衛、」

(包紙裏)

「元文四己未年三月二日、堂の元ヲ相立、五日ニ鱒ヶ沢ヲ相立、七月朔日ニ帰宅仕候、年三拾八才、」

志

(印) 四百七拾六錢

右令披露候处、奇特思召、即御印被成下候也、

四月廿六日

飼田大膳

下間治部卿

奥州

三国屋作兵衛

6 宝曆九年 (一七五九) 閏七月 鱒ヶ沢願行寺切支丹改証文 (二〇〇六)

盛市左衛門家内男四人女二人都合七人、代々より浄土真宗ニ而当寺旦那ニ紛無御座候、若已来御法度之切死丹之由、脇より訴人於有之者、拙僧罷出急度申認可仕候、為其寺請状如件、

宝曆九己卯年壬七月

願行寺 (黒印)

切支丹御改役人衆

(貼紙) 「明和元甲申年八月」

7 宝曆十年 (一七六〇) 盛作兵衛宗門・人畜等改覚書 (二〇三八)

覚

私家内、上男貳人、下男貳人、都合七人不殘宗旨浄土真宗、

上女貳人、下女壹人

- 一、家屋鋪壹軒、木作新田下相野村、所持仕候

一、牛馬、所持不仕候、

右之通相違無御座候、以上、

宝曆十庚辰年

盛作兵衛 (印) (花押)

赤石藤馬殿

栗原十兵衛殿

8 明和元年 (二七六四) 八月 盛市左衛門宗門・人畜等改覚書 (二〇〇四)

(端裏) 「下書」

覚

私家内、上男式人、下男式人、都合七人不残浄土真宗、

上女式人、下女老人、

一、家屋敷、木作新田下相野村、所持不仕候、

一、牛馬、所持不仕候、

右之通相違無御座候、以上、

明和元甲申年八月

盛市左衛門 (印)

永田九兵衛殿

和嶋安左衛門殿

小笠原正右衛門殿

(貼紙)

「家屋敷、所持不仕候、

尤右家屋敷八百姓之方へ相廻シ書入候様、」

9 明和五年 (二七六八) 八月 盛市左右衛門宗門・人畜等改覚書 (二〇〇八)

(端裏) 「子年差上候此文書、丑年も用候下書也、寅年も覚御用、卯ノ年も用之、辰ノとし

も 用、」

覚

私家内、上男式人、下男式人、都合七人不残宗旨

上女式人、下女老人、

浄土真宗、

一、家屋鋪、所持不仕候、

一、牛馬、所持不仕候、

右之通相違無御座候、以上、

明和五戊子年八月

盛市左衛門 (印)

永田九兵衛殿

鳴海此右衛門殿

蝦名弥門殿

秋元木工右衛門殿

毛内藤左衛門殿、丑年除久、

有馬千右衛門殿、野呂助左衛門殿、書入、

10 明和九年（二七七二）十一月二日 某書狀控 〔二二一四〕

乍恐以書付奉申上候、私祖父治郎兵衛儀、段々御用向被仰付候、御年始御目見、其上遠方帯刀御免被仰付罷有候处、宝曆元末年六月二日病死仕候二付、親治郎兵衛五家名相統御年始御目見被仰付、同五年三月表子五拾表被下置、赤田・広田武組大庄屋被仰付、同六年七月五拾表御加増被下置、都合百俵被成下置、同十一巳年迄七ヶ年相勤罷有候处、同年十月大庄屋不殘引取被仰付、然共親治郎兵衛義前々之通御年始御目見被仰付罷有候处、同十一月御手繰方手伝御用達申合相勤候様被仰付諸郷役御免被仰付、尤祖父并親治郎兵衛迄御時服并御紋形御上下共頂戴仕、段々結構被仰付被下置候处、明和三戌年正月十八日大變三而親治郎兵衛難死仕候、治郎兵衛併七治郎義、其節六歳罷成候二付、私義治郎兵衛第三御座候間、七治郎願之上三而家名相統御用向并御年始御目見共三被仰付其上段々御取立御手当迄被仰付被下置冥加至極難有仕合奉存候、然廳私儀去七月より血痰相煩、以御威光色々養生仕候得共、大病三罷成申候、存生之内為差御用二茂相立不申候得共、段々結構御手当被仰付被下置冥加至極可申上様も無御座難有仕合奉存候、最早存命不定之躰罷成申候、依之恐多申上様奉存候得共、右七治郎義当年十二歳罷成幼年者二御座候得共、以御憐愍家名相統是迄之通御目見帯刀被仰付、御用向共被仰付被下置度奉願候、右之趣何分二も宜御沙汰奉仰候、以上、

明和九壬辰年十一月二日

何之誰 書判

御代官様御名前

右之通三而尤御時節柄二御座候間、前度より紙を略シかゝ半紙三て相認差上申候、随分念を入、略字等も無之様と承知、先御覽之後御火中可被成下候、以上、

市左衛門様

半兵衛

上包半紙三テ、末期願書書付と上書仕候、

11 安永四年（二七七五）八月 盛兵之助宗門・人蔭等改覚書 〔二〇一〇〕

（端裏）「安永八己亥年八月ひかへ二用心、」

覚

私家内、上男貳人、下男貳人、都合七人不殘宗旨浄土真宗、

上女貳人、下女壹人、

一、家屋鋪、所持不仕候、

一、牛馬、所持不仕候、

右之通相違無御座候、以上、

安永四乙未年八月

盛兵之助（印）

書判なし（花押）

(黒印)

12 寛政十二年(二七九九)十月 盛兵之助書状 (三二一五)

乍恐以書付奉申上候、私曾祖父作兵衛儀段々御用向被仰付難有仕合奉存候、其後祖父作兵衛儀元文元辰年七月五日御帷子頂戴仕、御座鋪拜見被仰付候、同三年十月十四日木造於御役所御詞御褒美被仰付、其後寛保三亥年正月十八日於御城御料理并御時服頂戴、御座敷拜見被仰付候、延享二丑年閏十二月七日御目錄郡内嶋二反頂戴、同四卯年五月四日御目錄郡内(嶋脱)二反頂戴仕、段々結構二被仰付被下置候處、寛延三年二月十二日病死仕候二付親市左衛門五家名相統被仰付、同年十一月晦日三之於御丸御料理頂戴仕、宝曆元未年十二月十七日御目錄頂戴被仰付、同四戌年十二月廿四日郷侍并御通懸、御目見被仰付、同五亥年三月儀子五拾俵被下置、広須組木造新田大庄屋被仰付、同六子年六月十二日、御上下頂戴被仰付、同七月五拾俵御加増被下置都合百俵被成下置、同十一巳年まで七ヶ年相勤罷有候所、同年十一月十一日御手繰方手伝御用達申合相勤候様被仰付、諸郷役御免被仰付候、尤親儀郷侍二付前々之通帯刀仕罷有候、同年御巡見御伝馬御用被仰付、十二月廿九日御目錄頂戴仕、同十二年八月九日御能拜見被仰付、明和五子年五月廿八日三之於御丸御料理頂戴仕、翌丑年十一月廿三日御料理頂戴仕、同七寅年十二月廿八日御年始御目見被仰付、安永二巳年三月九日御目錄頂戴被仰付候、然所同年九月十一日病死仕候二付私五家名相統郷侍、御通懸御目見被仰付候、安永三年九月三日、三之於御丸御料理頂戴被仰付候、同五申年三月、御目錄頂戴被仰付候、同八亥年五月晦日御目錄頂戴被仰付候、先祖より段々御用向相勤結構被仰付候加至極難有仕合二奉存候、然所私儀近年多病二罷成、色々兼用仕候得共、快氣不仕(別而)昨今年相重り(恭脱)行不自由二而御用向相勤可申躰無御座候、隨而俸市左衛門儀今年拾九歳二相成申候二付、家名相讓申度奉存候、依之御恐多申上様奉存候得共、私儀隱居被仰付被下置、俸市左衛門儀以御憐愍、御通懸、御目見郷侍被仰付被下置度奉願候、以御憐愍家名相統仕度奉存候間、乍恐右之趣何分宜御沙汰被成下置度奉仰候、以上、

寛政十二己未年十月

盛兵之助 (印) (花押)

御郡所 小頭衆中様

13 嘉永三年(一八四九) 鯨ヶ沢願行寺寺請証文 (三二二八)

寺請証文之事

一、津輕木造組相野村盛作兵衛老人并家来老人、都合式人、此者代々浄土真宗二而当寺檀二紛無之候、此度御本山江為參詣罷登申候、諸国御関所口御改無相違御通可被下候、若於途中二病死等有之候ハ、其所之以御沙汰ヲ同宗門寺江御取置可被下候、後日為念依而如件、

嘉永三己酉年 六條御殿御内

津輕鯨ヶ沢

願行寺 (印)

諸国

御閑所宿々

御役人衆中

14 巳五月十一日 東本願寺御表具会所代銀受領書 (二二三五)

覚

一、貳百疋、御本尊一幅

惣金襴、金袖上下

御箱共

代參拾四匁七歩、御札拾匁上ル

右之銀儘三請取申候、以上

巳

御表具

五月十一日

会所(印)

津輕

作兵衛殿

15 申四月 盛作兵衛覚書 (二二五三)

覚

乍恐以口上書奉申上候、私先祖作兵衛寛文之頃越前三国より罷下、当村五田畑開発之上住居仕、其後元禄七戌年造酒家業頂戴被仰付、是にて家内相続仕、御国恩之程冥加至極難有仕合奉存候、然二当七月、高岡様御大祭被為有候由に付、右御代酒籌老本頂戴被仕、尔今太切三所持仕罷有候、隨而御神酒献備仕度心懸昨冬寒造之節、右頂戴之籌江精々清浄之上、造酒仕込置申候、依之奉願上候義、奉恐入候得共、御神酒三具入拾五樽為冥加奉差上度奉存候間、不苦御儀三御座候ハ、格段御憐愍を以願之通御聞届被仰付被下置度奉願上候、以上

申ノ四月

下相野村

盛作兵衛事

市右衛門

御濟口左三

木造新田下相野村造酒家業市右衛門と申者、先祖元禄年中籌老本頂戴所持罷有候間当七月高岡御大祭之節為冥加御神酒献備致度頂戴之籌江清浄之上、寒造仕込置候間、三具入三而拾五樽差上度旨申出候得共、先例無之に付、差上三不及旨被仰付候、此旨可申付候、以上

四月廿八日

口上之覚

乍恐以口上書奉申上候、当秋御神社様御大祭之節為冥加御神酒奉献致之趣、先頃奉願上候處、御先例無御座御義二而右に不及趣被仰付奉申候、然二又々奉願上候義重々恐入至極奉存候得共、

先頃委細奉申上候通、私家業之義ハ右御代御印札并酒箒迄頂戴被仰付候而数代御国恩ニ而家内  
養育仕、冥加至極難有仕合奉存候、隨而為冥加先々御大祭之節奉獻候哉何も留記無御座、尤箒  
頂戴之義ハ先々より書伝ハ御座候得共、間七拾年来之義に付有無難相分候処より是迄不奉獻罷  
有候様にも奉存候、然ニ昨年夏、箒之内手入之处別而痛も相見得不申候得共、外止きね之板打付  
罷有候間、取放見候処、元禄七戌年頂戴之後記し置候ニ付、持伝之義初而嘗候間、別段手入仕、  
太切ニ取置申候、必壳御代家業并箒迄頂戴被仰付相當罷有候之処より、近来ニ成御用之端をも  
相勤候様ニ相成、永統仕候義冥加至極難有仕合奉存候、隨而當秋御大祭御座候趣奉承知候間、  
為冥加御神酒奉獻致心懸、右箒止念入清淨ニ造込置奉願上候義ニ御座候間、再応奉願上候義、恐  
多奉存候得共、前書被為思召分格段之御沙汰を以、御先例ニ不被為拘、先頃奉願上候通御献備  
被仰付被下置度奉願上候、右之趣宜御沙汰奉仰候、已上

五月

盛作兵衛事

市右衛門

16 申六月九日 東本願寺御表具会所銀子受領書 二七二八 ④

覚

一、无碍光院様

御表具料

九拾九匁四分

右之銀子令落手畢、

申

御表具所

六月九日

会所(印)

奥州

西教寺殿

17 二月二十六日 東本願寺坊宮御門建立金子受取状 二〇五二

(包紙) 御印

奥州三国彦作兵衛

(印)

今度御門御建立付、為志金子三百疋被差上、令披露候処、奇特思召即御印被成下候也、

二月廿六日

飼田大膳(印)

下間治部卿(印)

奥州鱒ヶ沢

願行寺門徒

木作村、三国屋作兵衛

18 四月 盛彦次郎郷士・広須組手代申付書 二二三八

木作新田下相野村盛作兵衛跡左倅彦次郎儀並代々郷士被仰付、広須組手代是迄之通相勤候様被仰付之、

四月

19 五月二十八日 西教寺書状 二二九九三

(包紙)

〔津軽木造〕

松木七右衛門様 西教寺

要用

在「 」京光円寺発 「 」

尚々高井屋十左衛門殿六月朔日ニ上京被致、同時頃御下りニ付、書状一通着申候間、乍御一読早速御とゞけ可被下候、

弘前円明寺様御下りニ付、先達而之乍御返事一筆啓上仕候、二月出御年賀之御状、四月中旬ニ相達忝致拜候、向暑之節、其御地各様御肢御清健ニ御凌被成奉遙賀候、拙儀無別条、於京師何角見習罷在候間、乍憚御心安思石可被下候、

一、拙儀罷下り候様被仰聞忝奉存候、尤路銀之分ハ、当御住持より借用致候様ニ仰被下、御尤ニ存候得共、当御住持も前度とハちかへ火難後者当寺もふしゆニ候得ハ、中々借用成兼候間、只今罷下り候事ハ相成不申、拙も只今罷下り候へハ、上京致たる規損も無之、甚残念ニ存候へハ、何分五六年も御住持之御世話ニ罷成、学文致度心掛ニ御座候、拙も出家と生シ、愚僧ニ成候てハ仏祖へ対し不冥加之至、猶又教多之御門徒衆之導師役も相成不申候間、何分五六年も御住持之手ニ付、学文見習不申候てハ、拙も坊主ニ成候所、詮も無之候得ハ、何卒学文致候、御門徒衆之道引ニも成不申候てハ、仏祖へ対し甚不冥加之儀ニ候得ハ、乍不及も五六年も御住持之手付学文致度候間、只今罷下り候へハ、左三宝之山ニ入て手をむけ致してかいらんとや甚残念ニ存候、尤只今罷下り候て他僧より見習候力も無之候へハ、上京致たるハ幸い当御住持之手ニ付学文致候へハ、箸を以物を含めるか如ニ教被下候間、何卒五六年も京師ニ逗留致度心掛ニ御座候間、拙寺留守中者各様方乍御苦勞、此段偏奉希候、

一、去春御相談申置候御堂葺替之儀、今ニ出来不致、猶又寺中日用之つゝき方も相成兼候由是亦各様方別而御苦勞被成下、千万難有奉存候、尤御堂葺替之儀も拙罷下り候而、御世話致候箸ニ御座候得共、右申遣し候通之事ニ御座候へハ、此上宜御心添奉願候、

一、二月上旬二年始之書状致置上候、相達候哉、其節申上ケ候弟、右京御登セ候様ニ申上候間、何卒々々御住持之達者之内ニ御登セ学文為致不申候而ハ、拙同様之愚僧ニ罷成候てハ京地之寺役勤兼候間、幼少より京地之寺役見習ヒよミ切も、四声清濁も不分候へハ、甚残念なる事ニ存候、何卒々々一日もはや御登セ可被下候、尤右京分者病氣ニ候へハ、京地之寺役ハ勤兼可申と奉存候間、右京ハ其地ニ而御経四書五経手習專ニ二者致、学文ハ其上之事ニ御座候、当分拙僧之留主居為相勤、追而御登セ奉願候、乍毫末申上候、松木七右衛門様、盛兵之助様、別而御

苦勞被成下忝存候、猶又在町御門徒衆へも可然様御致意被成可被下候、何事も難尺筆紙返し、後使之節可申遣候、右旁申上度如斯二御座候、恐惶謹言、

五月廿八日

西教寺

御門徒中様

追啓、各様方へ当住寺より書状遣し申管三候得共、此度伊勢之御能化御死去ニ而急々讃州へ被參候二付、書状遣し不申候間、拙より冥加筆申上候様被申候、此度へ夏中醇享用故別書母方へ遣し不申候、宜々御致意被成可被下候、次分の事も達者ニ候哉、御心得頼入候、已上、

五月廿八日

西教寺

御門徒中様

智胤

20 林鐘五日 東本願寺御絵所会所銀子受領覚書 二七二八 ③

覚

一、无碍光院様 壹幅

御絵代 貳拾目

右之銀子儘ニ令落手候、已上

林鐘五日

御絵所

会所(印)

奥州

西教寺殿

21 御絵伝御礼書 二〇五八

御絵伝御礼

- 一、壹貫四百四拾八匁七步
- 一、五百八拾四匁、御絵代
- 一、三百九拾五匁五步五リシ、御表具代
- 一、八匁六步、当座御礼
- 一、貳拾目、願上之時役人衆へ
- 一、同、御免之時役人衆へ
- 一、同、御箱頂戴同断
- 一、拾匁、御染筆御礼

〆 貳貫五百六目八步貳リシ

三百目、是者両りんとう三ツ具足 おつくへとも二

惣〆 貳貫八百六目八步五リシ

此金四拾九両拾三目八步二リシ

但シ両替五拾七匁替ニテ、

22 無碍光院様御礼書上 (二七二八) ①

无碍光院様御礼

- 一、 貳百七拾貳匁七分
- 一、 五匁 当座御礼
- 一、 貳拾匁 御絵代
- 一、 九拾九匁四分 御表具代
- 一、 十八・九匁計 願上ケ時役人衆へ
- 一、 同 御免之時役人衆へ
- 一、 同 御箱頂戴之時同断
- 一、 五匁 御染筆御礼

ノ四百五拾九匁壹分

此金八両三匁壹分

両替五拾七匁壹分

23 絵代覚書 (二七四二)

絵代覚

- 一、 五百八十四匁 上
  - 一、 四百八拾四匁八分 中
  - 一、 四百八匁六分 な
- 表具代覚
- 一、 三百九拾四匁五分五厘 きんらん